

## 上越市令和6年能登半島地震に係る被災家屋等の解体及び撤去に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震（以下「地震」という。）による二次災害の防止及び市内の生活環境の保全上支障となるものの除去を図るため、地震によって損壊した家屋等を災害によって生じた廃棄物として、当該物件の所有者等の申請に応じて、市が解体及び撤去（解体又は撤去到付随して行う廃棄物の収集、運搬及び処分を含む。以下同じ。）することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災家屋等 被災建築物、被災工作物等及び災害廃棄物をいう。
- (2) 被災建築物 地震で損壊した市内に存する家屋（集合住宅を含む。）、事業所その他これらに類する建築物（事業の用に供する建物である場合は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずる公益法人等（以下「中小企業者等」という。）が所有するものに限る。）であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 罹災証明書により証明された被害の程度が、全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊である建築物
  - イ アに掲げるもののほか、倒壊による危険及び生活環境の保全上の支障となることを防止するため、やむを得ず取り壊す必要があると市長が認める建築物
- (3) 被災工作物等 被災建築物と同一敷地内に存する地震により損壊した工作物、がれき等で、早急に解体及び撤去をしなければ人的被害又は物的被害を引き起こすおそれがあるもの又は生活環境の保全上支障があると思料されるものをいう。
- (4) 被災民有地 個人又は中小企業者等が所有する市内に存する土地（被災建築物が存するものに限る。）をいう。
- (5) 災害廃棄物 地震によって損壊し、又は変質し、本来の用をなさなくなったことにより廃棄することを余儀なくされた物又は当該物と土砂、流木、岩石、津波堆積物その他自然由来の物質が混然となり、被災民有地内に流入し、若しくは漂着したものをいう。

### (解体及び撤去の対象物)

第3条 この要綱に基づく解体及び撤去の対象となる物は、被災家屋等とする。ただし、被災建築物の基礎部分の解体撤去については、市長が別に定める基準に該当する被災建築物に限るものとする。

2 前項の解体及び撤去の範囲については、被災建築物の全部を対象とするものとし、一部の

みの解体及び撤去は対象としない。

(対象者)

第4条 被災家屋等の解体及び撤去の申請を行うことができる人又は中小企業者等は、令和6年1月1日（以下「基準日」という。）における被災建築物を所有する人若しくは中小企業者等又は当該所有者の相続人その他の一般承継人とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の申請を行うことができる人又は中小企業者等が基準日後にやむを得ない事由により所有権が移転したときは、所有権移転後に被災建築物を所有する人又は中小企業者等が申請することができるものとする。

(申請)

第5条 被災家屋等の解体及び撤去を希望する人又は中小企業者等（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 別表に掲げる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の受付は、令和6年2月26日から開始し、受付期限は別に定める。

(審査等)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る解体及び撤去の実施の可否を決定したときは、申請者に対し、市長が別に定める通知書により通知するものとする。

2 市長は、申請書等の内容の審査のため必要があると認めるときは、現地調査その他必要な調査を行うものとする。

(解体及び撤去の費用の負担)

第7条 前条第1項の規定による決定に基づき実施した被災家屋等の解体及び撤去に係る費用は、生活環境の保全上、特に処理が必要と市長が認める範囲内で、市が負担する。

(家財道具等の搬出等)

第8条 申請者は、被災建築物の解体及び撤去を実施するまでに、家財道具等を搬出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により搬出が困難であるときは、この限りでない。

2 被災建築物の解体及び撤去の実施時に、被災建築物内にある家財道具等は、災害廃棄物とみなして、これを撤去するものとする。

(遵守事項)

第9条 第6条第1項の規定による決定の通知を受けた申請者は、被災家屋等の解体及び撤去に際し、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 被災建築物に連結されている上下水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、結線等の除去工事、便槽及び浄化槽の清掃並びにこれに伴う諸手続は、申請者がそれぞれの関係事業者に対し必要な手続を解体及び撤去の実施前までに完了すること。
- (2) 他者の災害廃棄物その他の廃棄物を一緒に廃棄しないこと。
- (3) 虚偽の申請を行わないこと。
- (4) 被災家屋等の解体及び撤去の実施に当たり、隣接地の掘削及び立入りが必要となったときは、隣接地の所有者からの同意を得ること。
- (5) 被災家屋等の解体及び撤去の実施については、事前に隣接地等の住民へ周知を行うこと。

2 市長は、必要があると認めたときは、前項各号に掲げるもののほか、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、第5条第1項の規定による申請を取り下げるときは、第6条第1項の規定による通知を受けた日から起算して5日以内に市長が別に定める取下書を提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申請者に対し、解体及び撤去を行わない旨を通知するものとする。

- (1) 前項の取下書が提出されたとき。
- (2) 申請者から被災家屋等の解体及び撤去の申請を取り下げる意思表示がされたにもかかわらず、取下書の提出がなく、別に期限を定めて提出を行うよう通知を行った後も当該期限までに取下書の提出がないとき。

(完了通知)

第11条 市長は、被災家屋等の解体及び撤去が完了したときは、申請者に対し、市長が別に定める完了通知書によりその旨を通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月26日から実施する。

別表（第5条関係）

書類名	備考
罹災証明書	
印鑑登録証明書	申請時点において、その交付から3月以内のものに限る。
本人確認ができる運転免許証等の身分証明書の写し	
商業・法人登記簿謄本	申請者が中小企業者等の場合に限る。 申請時点において、その交付から3月以内のものに限る。
被災家屋等の配置図及び写真	写真は、被災家屋等の全景その他の解体及び撤去に係る対象物を特定することができるものに限る。
被災建築物に係る全部事項証明書（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第196条第1項第1号に規定する全部事項証明書をいう。以下同じ。）。ただし、当該被災建築物が未登記であるときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める書類 ア 当該被災建築物に固定資産税が課税されている場合 当該被災建築物に係る資産証明書 イ 当該被災建築物に固定資産税が課税されていない場合 当該被災建築物が存する土地に係る全部事項証明書	申請時点において、その交付から3月以内のものに限る。
委任状	代理人が申請する場合に限る。
共有者全員の被災建築物の解体及び撤去に係る同意書	被災建築物が共有である場合に限る。
賃借人全員の被災建築物の解体及び撤去に係る同意書	賃貸物件の所有者が申請する場合に限る。
差押え、仮差押え又は処分禁止の登記に係る債権者全員の被災建築物の解体及び撤去に係る同意書	所有権について差押え、仮差押え又は処分禁止の登記がある被災建築物の所有者が申請を行う場合に限る。
次に掲げる書類。ただし、所有者の相続人が1人であるときは、ウに掲げる書類を除く。 ア 所有者の死亡を証する書類 イ 相続人の全員が確認できる戸籍謄本 ウ 相続人の全員に係る遺産分割協議書の写し	所有者が死亡している場合において、被災建築物を相続する相続人が申請を行う場合又は被災建築物を相続する相続人が

	決まっていないが被災建築物の解体及び撤去について相続人の全員が同意している場合に限る。
隣接地の所有者の被災建築物の解体及び撤去に係る同意書	隣接地の掘削及び立入が必要な場合に限る。